

議員提出議案第2号

広報特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月10日提出

南相馬市議会議長 平田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	今 村	裕
賛成者	南相馬市議会議員	渡 部 一	夫
〃	〃	太 田 淳	一
〃	〃	渡 部 寛	一
〃	〃	岡 崎 義	典
〃	〃	奥 村 健	郎
〃	〃	水 井 清	光
〃	〃	志 賀 稔	宗

提案理由

議会広報の発行を通じ議会に対する理解と関心を深め、市勢進展に寄与するため、地方自治法第109条及び南相馬市委員会条例第6条の規定により特別委員会を設置するものである。

議員提出議案第 2 号

広報特別委員会の設置について

南相馬市議会議長 平 田 武

平成 2 6 年 1 2 月 1 0 日

次のとおり広報特別委員会を設置する。

- 1 . 委員会名称 広報特別委員会
- 2 . 委 員 員 6 名 (各常任委員会から 2 名。ただし議長及び副議長を除く)
- 3 . 付 議 事 件 南相馬市議会広報の編集・発行及びその他議会広報に関する
事項についての調査・研究
- 4 . 設 置 期 間 平成 2 8 年 1 1 月 3 0 日までとする。なお、本特別委員会は
議会の閉会中も必要に応じ活動できるものとする。

議員提出議案第3号

原発事故による避難者に対する高速道路無料措置の延長及び対象者の拡大を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成26年12月22日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	太 田 淳	一
賛成者	南相馬市議会議員	今 村 裕	
〃	〃	渡 部 一	夫
〃	〃	渡 部 寛	一
〃	〃	大 山 弘	一
〃	〃	奥 村 健	郎
〃	〃	志 賀 稔	宗

原発事故による避難者に対する高速道路無料措置の延長及び対象者の
拡大を求める意見書（案）

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の健康への不安から、南相馬市民の多くは全国各地への避難を余儀なくされました。

避難している市民の多くは、仕事や学校、そして家族の介護などさまざまな理由から、家族ばらばらの生活を強いられております。また国は、福島第一原子力発電所は冷温停止状態にあるとっておりますが、連日報道される内容は決して安心できるものではなく、若者や子育て世代をはじめとする多くの市民の避難が、さらに長期化することが予想されます。

家族のもとへの往来のためには、鉄道が寸断されている現状では高速道路の利用は欠くことのできないものであり、現在とられている高速道路の無料化は、避難者家族をつなく上で、今後も必要不可欠な措置です。

また、現行の措置では無料化の対象となっていない、福島第一原子力発電所から 30 km圏外の地域（以下「30 km圏外地域」という。）においても多くの市民が避難しているにもかかわらず、無料化措置が受けられないことから、避難生活が長期化する中でその経済的負担は大きなものとなっております。

以上のことから、南相馬市議会は国に対し下記事項の実現を強く求めます。

記

- (1) 市民が安心して生活できる環境が整備されるまでの間、高速道路無料措置の延長を行うこと。
- (2) 同一市内における 30 km圏外地域においても、他の地域と同様の無料化措置が受けられるよう、対象範囲を拡大すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 26 年 12 月 22 日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

内閣総理大臣 様
財務大臣 様
国土交通大臣 様
復興大臣 様

議員提出議案第4号

東日本大震災・原発事故被災者に対する国民健康保険
税、介護保険料の減免及び一部負担金等の免除に対す
る支援の継続を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項
の規定により提出いたします。

平成26年12月22日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	渡 部 寛 一
賛成者	南相馬市議会議員	今 村 裕
〃	〃	渡 部 一 夫
〃	〃	太 田 淳 一
〃	〃	大 山 弘 一
〃	〃	奥 村 健 郎
〃	〃	志 賀 稔 宗

東日本大震災・原発事故被災者に対する国民健康保険税、介護保険料の
減免及び一部負担金等の免除に対する支援の継続を求める意見書（案）

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から３年９カ月が経過したにもかかわらず、以前の生活となりわいを取り戻せないまま、避難を強いられた市民は不安の日々を送っております。

家族がばらばらになっていること、生活・なりわいが取り戻せないこと、賠償が不十分であること、放射能の除染が進んでいないこと等、不安はたくさんあります。

このような中、国民健康保険税・介護保険料の減免の期限については平成 27 年 3 月分まで、医療費・介護保険の一部負担金等の免除の期限については平成 27 年 2 月末までとされていますが、生活となりわいを取り戻せない中では、金銭的に心配がなく医療や介護を受けられることは、命をつなぐ最低限のことです。

また本市では、事故原発からの直線距離により複雑に避難指示区域等が設定されましたが、市内の一部にはこれらが設定されなかった地域があり、この地域に住む方々は同じ市民・被災者でありながらも一部負担金等の免除は受けられず、このことが市民の間に不公平感をもたらし、地域コミュニティの形成を困難としています。

避難指示等の対象地域においては、国民健康保険税、介護保険料の減免及び一部負担金等の免除については、これまでも多大な支援をいただいていたところではありますが、上記のような被災者の置かれている状況にかんがみ、支援の継続と全市一律の減免・免除に向けてさらなる拡充を強く求め、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 26 年 12 月 22 日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様
復興大臣 様

議員提出議案第5号

東日本大震災・原子力災害復旧復興調査特別委員会の
設置について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項
の規定により提出いたします。

平成26年12月22日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	渡 部 一 夫
賛成者	南相馬市議会議員	今 村 裕
〃	〃	太 田 淳 一
〃	〃	渡 部 寛 一
〃	〃	岡 崎 義 典
〃	〃	奥 村 健 郎
〃	〃	水 井 清 光
〃	〃	志 賀 稔 宗

提案理由

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による被害
とその対策に関する調査・研究を通じ、本市の復旧・復興に資する
ため、地方自治法第109条及び南相馬市委員会条例第6条の規定
により特別委員会を設置するものである。

議員提出議案第5号

東日本大震災・原子力災害復旧復興調査特別委員会の設置について

南相馬市議会議長 平 田 武

平成26年12月22日

次のとおり東日本大震災・原子力災害復旧復興調査特別委員会を設置する。

1. 委員会名称 東日本大震災・原子力災害復旧復興調査特別委員会
2. 委 員 議長及び副議長を除く議員全員
3. 付 議 事 件 東日本大震災からの復旧・復興及び東京電力福島第一原子力発電所事故による被害とその対策に関する調査・研究
4. 設 置 期 間 平成28年11月30日までとする。なお、本特別委員会は議会の閉会中も必要に応じ活動できるものとする。